

受託自治体の自己搬入ごみ受入れに関する事項

	施設名	受入の可否	条 件 ・ 備 考
久山町	工場	受入可	1 久山町役場が発行した証明書の提出が必要。
	資源化センター	受入可	2 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。 ごみ処理手数料の取り扱いは福岡市民と同様とする。
	緑のリサイクルセンター	受入可	
	埋立場	受入可	
問い合わせ先 久山町 町民生活課 代表 976-1111			
那珂川町	工場	受入可 （新南部工場稼働まで） ※東部工場除く	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター （中田中継所を含む）	受入可 （新南部工場稼働まで）	1 那珂川町役場が発行する証明書（処分報告書・処理申請書）が必要で処理報告書は搬入者に返却する。 ※証明書は「一般廃棄物（ごみ）処分申出書（福岡市長宛・那珂川町長宛）」と「処理報告書」が1組となっており、自己搬入者は「一般廃棄物（ごみ）処分申出書（福岡市長宛）」と「処理報告書」を持参する。 2 那珂川町が交付した「一般廃棄物（ごみ）処分申出書」を受理するので、福岡市の「廃棄物（ごみ等）処分申出書」は提出の必要はない。 また、自己搬入ごみ事前受付センターへの事前申し込みは必要ない。 3 ごみ処理手数料是那珂川町へ支払う。
	不燃性ごみは、エコピアなかがわへ搬入・選別した後、福岡市に搬入されるため、自己搬入の不燃性ごみは受入対象外		問い合わせ先 那珂川町 環境課 代表 953-2211 エコピア・なかがわ 直通 951-1101

	施設名	受入の可否	条件・備考
春日市	工場	受入可 (新南部工場稼働まで) ※東部工場除く	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター	受入可 (新南部工場稼働まで)	1 せん定樹木を受け入れる。 2 春日市役所が発行する一般廃棄物処分申請書(春日市長宛・福岡市長宛(複写式))が必要で、必要事項(搬入総重量、受け入れ時間等)を記入後、春日市長宛は搬入者に返却する。 3 春日市が交付した一般廃棄物処分申請書(福岡市長宛)を受理するので、福岡市の「廃棄物(ごみ等)処分申請書」は提出の必要はない。 また、自己搬入ごみ事前受付センターへの事前申し込みは必要ない。 4 ごみ処理手数料は春日市へ支払う。
	不燃性ごみは受入対象外		問い合わせ先 春日市 ごみ減量推進課 直通 584-1124
大野城市・太宰府市	工場	受入可 (新南部工場稼働まで) ※東部工場除く	1 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、ごみ処理手数料を支払う。
	緑のリサイクルセンター	受入不可	問い合わせ先 大野城太宰府環境施設組合 直通 596-6241 大野城市 廃棄物・最終処分場対策課 代表 501-2211 太宰府市 生活環境課 代表 921-2121
	不燃性ごみは受入対象外		

注) その他の自治体については、ごみの発生場所が属する市町村に問い合わせる。